

後期基本計画 2026—2030

第1章 まちづくり分野計画編

第1節

誰もが健康で思いやりのある暮らしを育むまち
【保健・福祉の充実】

第2節

将来を担う子どもたちを育み、生涯を通じて学ぶまち
【教育・文化の充実】

第3節

誰もが快適に暮らせるまち
【都市基盤の整備】

第4節

人と自然が調和したまち
【自然環境との共生】

第5節

誰もが安全に安心して暮らせるまち
【安全・安心の確保】

第6節

にぎわいと活力のあるまち
【産業・観光の振興】

第1節 誰もが健康で思いやりのある暮らしを育むまち

【保健・福祉の充実】

《施策体系》

基本施策	施策	個別施策	
1 健康づくり	(1) 保健事業の推進	① 「健康づくり推進計画～健康増進計画/食育推進計画/自殺対策計画～」の推進	
		② 保健サービスの充実	
	(2) 健康づくり活動の促進	① 健康づくり意識の浸透	
		② 健康づくり活動の促進	
2 医療体制	(1) 大綱病院の機能充実	① 大綱病院の医療提供体制の整備	
	(2) 地域医療の充実	① 地域医療機関の連携	
		② 救急医療体制の充実	
		③ 通院手段の確保	
		④ 地域医療の充実	
3 地域福祉	(1) 地域福祉活動の担い手の確保	① 地域福祉への理解と啓発	
		② 地域福祉推進体制の強化	
		③ 福祉ボランティアの育成	
	(2) 地域福祉団体の充実	① 福祉サービス事業の充実	
		② コミュニティ活動などと一体となった地域福祉活動の促進	
	(3) 生活困窮者の自立支援	① 経済的自立に向けた相談支援の充実	
		② 就労支援の実施	
		③ 生活保護の適正実施	
	(4) 公営住宅の維持管理	① 市営住宅の設備改善	
	4 児童福祉・子育て支援	(1) 保育サービスの充実	① 保育環境の充実
			② 学童保育の充実
			③ 幼稚園・小学校との連携
④ 安全・安心な子どもの居場所づくり			
(2) 子育て家庭の支援		① 子育て支援情報、相談と交流の場の提供	
		② 健康な子どもたちの育成	
		③ 経済的支援の推進	
(3) 地域ぐるみの子育て支援		① 地域の子育て団体などの育成支援	
		② 子育てのための協働・連携強化	

基本施策	施策	個別施策
5 高齢者福祉	(1) 健康づくりの推進	① 健康づくりの普及啓発の推進
		② 疾病予防の推進
		③ 介護予防事業・重度化防止の推進
	(2) 安心づくりの推進	① 地域包括ケアシステムの推進
		② 介護保険サービスの強化・充実
		③ 地域福祉の推進
		④ 安心快適なまちづくり
	(3) 生きがいづくりの促進	① 生きがいづくりの支援
		② 社会参加の促進
6 障がい者(児)福祉	(1) 障がい福祉サービスの充実	① 計画的な対策の推進
		② 情報提供・相談体制の整備
		③ 障がい福祉サービスの利用促進
		④ 障がい福祉サービスの充実
	(2) 社会参加の促進と就労支援の充実	① 社会参加の促進
		② 自主的活動の促進
7 社会保障	(1) 国民健康保険の健全な運営	① 国民健康保険制度の啓発の推進
		② 医療費適正化対策の推進
		③ 医療費の削減に向けた保健事業
		④ 事業運営の安定化
	(2) 後期高齢者医療制度の適正な運用	① 後期高齢者医療制度の啓発の推進
	(3) 介護保険制度の適切な運営	① 介護保険に関する情報提供
		② 適切な制度運営
	(4) 国民年金制度の適切な運用と啓発	① 制度の周知・情報提供と相談

1 健康づくり



◆ 現状と課題

- 本市では「第2次健康づくり推進計画～健康増進計画/食育推進計画/自殺対策計画～」にもとづき、健康づくりの推進を基本に、生活習慣病の予防、母子保健、自殺対策の充実に取り組んでいます。
- 少子高齢化の進行、社会環境の変化に伴う疾病構造の変化などにより、がん・脳血管疾患・心疾患・糖尿病・高血圧症等の生活習慣病や、寝たきり・認知症が増加傾向にあります。また、COPD(慢性閉塞性肺疾患)やロコモティブシンドローム(運動器症候群)等の健康課題も発生しています。
- 生活習慣病は、長年の生活習慣によって引き起こされることから、子どもの頃から望ましい生活習慣の定着を図るなど、総合的な予防を推進する必要があります。
- 健康づくりの推進には、個人の主体的な取り組みに加えて、社会全体で個人の健康を支え、守る環境づくりに努めることが必要となっています。
- 現代社会におけるストレスからうつ病にかかる人が増えており、こころの健康づくりに関する正しい知識の普及・啓発を進める必要があります。
- 栄養の偏りや不規則な食生活が肥満や生活習慣病の増加に影響していることから、正しい食生活から健康をつくる、食育の推進が必要です。
- 母子保健では、妊娠期から子育て期まで各種健診や教室等を実施していますが、核家族化や地域との関わりの希薄化が進み、子育てに不安を抱え、社会から孤立してしまう親が増加しており、ケースに応じたきめ細やかな支援が必要です。また、乳幼児健診の診察医師不足も課題となっています。
- 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが令和5年から5類感染症となりましたが、引き続き感染症の予防及び感染拡大の防止に対する正しい知識の普及に努める必要があります。

◆ 前期基本計画での主な取り組みと成果

- 「健康づくり推進計画」の中間評価を実施し、健康づくりの推進、生活習慣病の予防、母子保健の更なる充実に取り組んだ。
- 不妊治療を受けている夫婦に対して保険診療による不妊治療等に係る費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ることで市の少子化対策に取り組んだ。
- 健康づくり講演会の実施、生活習慣病予防の普及啓発、がん検診の受診勧奨等を実施した。

◆ 満足度の推移

施策分野	満足度と順位				
	前回調査 (令和元年度)		今回調査 (令和6年度)		差異
健康づくり	2.82	1位/46	2.83	1位/46	

【資料】市民アンケート調査結果(令和元年度・令和6年度実施分)

◆ 成果指標と今後の目標

指 標		現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備 考
乳幼児 健康診査 受診率	1歳6か月児健診	96.0%	98.0%	
	3歳児健診	94.8%	95.0%	
特定健康診査受診率		37.2%	60.0%	
特定保健指導実施率		16.6%	60.0%	

◆ 施策の展開

施策(1) 保健事業の推進

① 「健康づくり推進計画～健康増進計画/食育推進計画/自殺対策計画～」の推進

- 「健康づくり推進計画」にもとづき、保健事業と食育活動の充実により健康寿命の延伸を図るとともに、こころの悩みに関する相談支援や、こころの健康づくりに関する啓発など、メンタルヘルス対策等による自殺(自死)の防止に努めます。
- 保健・医療・福祉関係機関、団体との連携により、「健康づくり推進計画」を実践する体制の充実を図ります。

② 保健サービスの充実

- 妊娠期から子育て期にわたる母子保健や子育てに関するさまざまな相談等に対応し、切れ目ないサービスの提供や支援に取り組むため、関係機関と連携を図りながら、各種事業の充実を図ります。
- 不妊治療を受けている夫婦等の経済的負担の軽減を図ります。
- 生活習慣病の予防やがん等の早期発見を促進するため、特定健康診査・各種がん検診及び保健指導等を実施するとともに、健診等受診率の向上を図ります。
- がん患者の心理的・経済的な負担の軽減に取り組み、社会参加の継続やQOL(クオリティ・オブ・ライフ)の向上を図ります。
- 妊婦・乳幼児の健診の受診率向上を図るとともに、乳幼児及び保育者が交流する場や発達支援の場を提供し、各種相談・教室の実施により、支援体制の充実を図ります。
- 妊娠期から高齢期までの各ライフステージに応じた歯科健康教育や歯科健診を実施し、歯科口腔保健を推進します。
- 感染症の発生やまん延防止のため、各種予防接種の実施及び接種率の向上に努めます。
- 感染症の発生時に備えた防護具等を備蓄するとともに、正しい知識や発生状況などに関する情報提供や啓発を推進します。また、感染症対策に係る理解の促進や互いに思いやる意識の醸成などの取り組みを進めます。
- 市民の健康管理事業について、健康管理システムの有効活用を図り、効果的な運営を推進します。

施策(2) 健康づくり活動の促進

① 健康づくり意識の浸透

- 健康づくりに関する正しい知識や情報を提供し、ライフステージに応じた市民自らの健康管理や健康増進への意識の高揚を図ります。
- 食育推進計画にもとづき、食育活動を実践する推進体制の強化により、食からの健康づくりの啓発を図ります。

② 健康づくり活動の促進

- 市民自らによる生活習慣の改善、適度な運動習慣等に取り組む健康づくりを促進するため、積極的に出前講座を行うなど、健康教育・健康相談等を実施し、正しい知識の普及・啓発を図ります。
- 食生活改善会員の育成と併せ、食育・栄養改善事業を実施するとともに、食生活改善会の活動を支援します。
- 生活習慣病予防・重症化予防について、関係団体や関係課と連携して、効果的な対応・支援を図ります。また、保健事業と介護予防の一体的な実施に向けた体制づくりを推進します。
- 運動に関する活動を支援するとともに、ウォーキングやジョギングコースなどの周知を図り、生涯スポーツと健康づくりの連携を促進します。
- 健康スポーツ・軽運動、地産地消の食など、市の特性を活かした健康増進プログラムづくりを進め、周知を図ります。

2 医療体制



◆ 現状と課題

- 本市が属する山武長生夷隅医療圏は、高齢化率が高く、人口減少が進んでいる一方で、医療資源が不足しており、特に、医師全体についての医師偏在指標は全国 330 医療圏中 298 位の 145.1 であり、医師少数区域とされています。
- 地域における中核的な役割を担う大網病院は、急性期医療から慢性期医療さらには終末期医療まで幅広い医療を展開しています。一般病床 99 床、内科、外科、整形外科など 9 科、常勤医師数 11 人（令和7年4月現在）の運営体制にあり、令和6年度における1日平均病床利用者数70.1人、外来の1日平均受診患者数は 275.8 人となっています。
- 市内では、周産期や小児医療の拠点が不足しており、近隣市の東千葉メディカルセンターや、令和6年9月に新病院を開院したさんむ医療センターなどによって、地域の医療提供体制が維持されています。
- 大網病院では千葉大学と提携して医師の確保に努めていますが、医療資源の不足が課題となっており、他の医療機関等との連携を強化するなど、さらに地域医療の充実を図る必要があります。
- 休日在宅当番医・夜間急病診療所・二次救急医療機関輪番制の救急医療制度を継続し、医師への負担が過大にならないよう、かかりつけ医の推進、救急医療に関する啓発を継続的に行う必要があります。
- 夜間急病診療所や救急車の適正利用について周知・啓発していく必要があります。

◆ 前期基本計画での主な取り組みと成果

- 大網病院の医師確保に向け、新たに「千葉県ドクターバンク」への登録や、自治医科大学卒業医師の配置要望、外部医療機関との医師派遣に向けた協定の締結を実施した。
- 千葉県が実施している「救急安心電話相談」の周知を行い、救急車の適正利用の啓発を行った。

◆ 満足度の推移

施策分野	満足度と順位				
	前回調査 (令和元年度)		今回調査 (令和6年度)		差異
医療体制	2.24	35位/46	2.21	32位/46	▲0.03

【資料】市民アンケート調査結果(令和元年度・令和6年度実施分)

◆ 成果指標と今後の目標

指 標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備 考
大網病院の病床利用率	65.3%	80.0%	
「医療体制」に満足している市民の割合	36.1%	上昇	市民アンケートで「満足」と回答した割合

◆ 施策の展開

施策(1) 大網病院の機能充実

① 大網病院の医療提供体制の整備

- 広域医療における機能分担と連携を前提とした病院医療機能の充実に努めます。
- 高齢化社会への対応や、地域包括ケアシステムの構築に向け、地域の医療機関や介護施設、地域包括支援センターなどとの連携を進めます。
- 医師や看護師などの確保に努めます。
- 病院施設の改修や計画的な医療機器の更新を図ります。
- 健康管理や生活改善指導など市の保健事業と福祉施策との連携強化を進めます。
- 病院ボランティア活動の周知とその育成に努めます。
- がん検診、特定健診、人間ドック、健康診断受診者などの受け入れを推進します。
- 診療体制や各種検診案内について、ホームページや各種媒体による情報発信を図ります。

施策(2) 地域医療の充実

① 地域医療機関の連携

- 市民の生活圏における医療機関の充実に向け、大網病院、市内医療機関及び広域的な病院・診療所間などの機能分担と連携強化を促進します。
- かかりつけ医の重要性について、広報紙、ホームページを活用するほか、乳幼児から高齢者まで、人が集まる機会を利用して啓発を図ります。
- 医療と保健・介護・福祉の連携により、市民の健康づくりや在宅医療の推進に努めます。
- 新型インフルエンザや新興感染症等を含むさまざまな感染症の発生に備え、国や県等の関係機関と連携を推進します。

② 救急医療体制の充実

- 山武郡市広域行政組合と連携して、救急医療体制や休日・夜間の医療体制の維持に努めます。
- 夜間急病診療所や救急車の適正利用について、周知・啓発を進めます。
- こども急病電話相談や救急安心電話相談の周知を進めます。

③ 通院手段の確保

- 福祉サービスの利用促進やコミュニティバスの運行改善などによる、通院手段の確保に努めます。

3 地域福祉



◆ 現状と課題

- 地域福祉では、市民同士のつながりや連携による助け合いが大きな力となりますが、人付き合いや人間関係など地域のつながりが希薄化するなか、指導者や福祉ボランティアなどの推進体制の維持が困難になっています。
- 地域福祉に携わる団体は、構成員やボランティアの高齢化が進んでおり、活動の継続に支障をきたしていることから、支援とともにさらなる連携強化が必要です。
- 福祉に関わる相談内容は複雑化・多様化し、個別制度では対応できない場合もあることから、分野横断的に柔軟に対応できる包括的な相談支援体制の構築が必要となっています。
- 地域福祉推進のため、市民一人ひとりが福祉に対する理解を深めるほか、地域全体で普段から支え合うことのできる環境づくりが必要です。
- 市民と行政との協働・連携体制の充実に向けて、情報共有・意見交換の機会を確保し、市民が参加しやすい環境づくりとともに、市民の生活課題やニーズを把握して福祉行政に反映する必要があります。
- さまざまな分野でのボランティア活動は、地域福祉の推進において多くの役割を担っています。人材も高齢化等により不足しており、興味があっても参加のきっかけがないというような人が参加できるよう、市民に届く情報提供や参加しやすい機会の創出など工夫していく必要があります。
- 経済的に困窮し、最低限度の生活を維持できなくなるおそれのある人などに対し、関係機関や民生委員との連携による生活実態、援護ニーズを把握することが必要となっています。
- 市内には、6箇所の子供市営住宅がありますが、経年により老朽化が進行しているため、適切な維持管理に努めていくほか、高齢化の進展により、単身高齢者の住宅困窮者が増加傾向にあることから、不足市営住宅を補うため、民間賃貸住宅との連携策が必要となっています。

◆ 前期基本計画での主な取り組みと成果

- 生活困窮者の困窮状態からの早期脱却を支援するため、本人の状態に応じた包括的な相談支援、市内の事業所やハローワークと連携した就労支援等を実施した。
- 失業や、やむを得ない休業等によって一定水準以下の収入または資産となった生活困窮者に対し、一定の要件を満たす場合、住居確保給付金の支給や求職活動等の支援を実施した。
- 世代間の貧困の連鎖を防止するため、要保護及び準用保護世帯で市内の中学校に通う中学3年生を対象に、学習の習慣づけ等を行うための教室を開催した。

◆ 満足度の推移

施策分野	満足度と順位				
	前回調査 (令和元年度)		今回調査 (令和6年度)		差異
地域福祉	2.37	30位/46	2.37	23位/46	

【資料】市民アンケート調査結果(令和元年度・令和6年度実施分)

◆ 成果指標と今後の目標

指 標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備 考
社会福祉協議会で実施した事業への参加者数	7,323 人	8,000 人	
生活困窮者支援プランの策定件数	90 件	100 件	

◆ 施策の展開

施策(1) 地域福祉活動の担い手の確保

① 地域福祉への理解と啓発

- 市民同士がつながりを深め、主体的な参加のもと、市民と行政、団体との協働やボランティア活動などを通じて、ともに支え合うことができる、よりよい地域づくりを促進します。
- 社会福祉協議会をはじめとする地域福祉の関係機関との協働・連携により、市民の手で行われるさまざまな地域活動やボランティア活動の活性化を図るとともに、将来の地域福祉の担い手となる人材の創出と育成に努めます。

② 地域福祉推進体制の強化

- 関係団体や地域包括支援センター、社会福祉協議会と連携を深め、相談者一人ひとりの実態に応じた支援体制の整備を推進します。
- 協働による福祉活動の中核である社会福祉協議会への支援・連携と、「地域福祉活動計画」の推進に努めます。
- 社会福祉協議会による市民主体の福祉活動の一層の活性化を図るべく、地区、自治会、民生委員児童委員、福祉ボランティアなどとの交流・連携を促進し、地域福祉のネットワーク体制の強化に努めます。

③ 福祉ボランティアの育成

- ボランティア講座の開催と活動団体間ネットワークの構築に努めます。
- ボランティア実践活動の紹介などの情報提供や各種ボランティア活動の支援に努めます。
- 学校教育や生涯学習と連携したボランティア体験の場づくりに努めます。

施策(2) 地域福祉団体の充実

① 福祉サービス事業の充実

- 福祉サービスの情報提供の強化と相談支援体制の充実を図ります。

② コミュニティ活動など一体となった地域福祉活動の促進

- 社会福祉協議会協力員や民生委員児童委員など、地域福祉の協力者との連携を強化し、子どもたちや高齢者の見守り活動など地域ぐるみで支え合う体制づくりを推進します。
- 商業活動と連携した買い物代行、宅配、理容や補修の出張サービスなどの促進に努めます。

施策(3) 生活困窮者の自立支援

① 経済的自立に向けた相談支援の充実

- 経済的に困窮し、最低限度の生活を維持できなくなるおそれのある人に対し、その人の抱えている問題を評価・分析(アセスメント)し、経済的・社会的自立に向けた支援を進めます。
- 経済的な問題だけでなく、自らでは解決困難な複合的な問題を抱えている世帯が増えているため、関係機関や民生委員との連携による生活実態、援護ニーズの把握に努めます。

② 就労支援の実施

- 厳しい雇用情勢のなか、就労困難者や就労希望者を対象に相談・支援等を行い、自立促進を手助けするカウンセラーなどを配置し、相談、指導の充実に努めます。

③ 生活保護の適正実施

- 困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、最低限の生活を保障するとともに、生活保護制度の適正な運営を推進します。

施策(4) 公営住宅の維持管理

① 市営住宅の設備改善

- 「市営住宅長寿命化計画」にもとづき、東宮谷市営住宅の改修や設備などの改善を推進します。
- 耐用年限が過ぎ、修復することが不経済な市営住宅については、入居者の退去後に除却を進めます。

4 児童福祉・子育て支援



◆ 現状と課題

- 共働き家庭の増加や家族構成の変化に伴い、低年齢のうちから保育を必要とするニーズが高まっており、これまでも「子ども・子育て支援事業計画」にもとづき、保育施設の定員を拡充してきましたが、待機児童の解消には至っていません。
- 特に0～2歳の低年齢児においては、保育施設の確保量が不足していますが、少子化傾向が見受けられることから、中長期的な施設の活用を意識した確保施策・施設整備を検討していく必要があります。
- 学童保育室は、市内全7小学校区に設置していますが、保育施設と同様に利用者は増加傾向にあるため、学校の余裕教室の活用など、新たな確保施策を検討する必要があります。
- 少子化により、市内の児童数は減少傾向にありますが、保育施設の待機児童が発生している一方で、公立幼稚園の園児数は定員を満たしていないことから、平成30年8月に策定した「公立幼稚園・公立保育所のあり方」にもとづき、令和7年4月に白里幼稚園と白里保育所を統合して幼保連携型認定こども園へ移行しました。
- 医療的ケアが必要な児童が適切な支援を受けられるよう、看護師等を配置する保育施設等に対する補助金の創設や、市内初の病児保育事業が開始され、子育て環境の向上が図られましたが、令和7年度からは乳児等通園支援事業が開始され、サービス提供体制の拡充が求められています。
- 保護者のネグレクトなど児童虐待による死亡事案が全国で発生しており、児童虐待防止への関心が高まっています。市内でも児童虐待が疑われる通告や対応件数が増加傾向にあり、相談体制の充実や、対応する専門職員の育成が必要となっています。
- 児童福祉法の改正により「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」を一体化し、全ての妊産婦と子育て世帯、子どもを支援する「こども家庭センター」の設置が求められています。
- すべての保護者が安心して子育てができるよう、子ども医療費の助成や、児童手当の支給、子育て支援センターの開設など幅広い子育て支援が求められています。

◆ 前期基本計画での主な取り組みと成果

- 医療的ケアが必要な児童が適切な支援を受けられるよう、看護師等を配置する保育施設等に対する補助金の創設や、病児保育事業を開始した。
- 令和7年4月に白里幼稚園と白里保育所を統合して幼保連携型認定こども園へ移行した。
- 令和7年4月から市内全ての学童保育室に指定管理者制度を導入し、専門的な知識やノウハウなど民間活力を取り入れた。
- 子ども医療費の助成対象を18歳に達した年度末(高校生年代)まで拡充した。

◆ 満足度の推移

施策分野	満足度と順位				
	前回調査 (令和元年度)		今回調査 (令和6年度)		差異
児童福祉・子育て支援	2.48	19位/46	2.45	18位/46	

【資料】市民アンケート調査結果(令和元年度・令和6年度実施分)

◆ 成果指標と今後の目標

指標	現状値	目標値 (令和12年度)	備考
待機児童数	4人 (令和7年4月1日)	0人	
子育て環境や支援の満足度 (未就学児の保護者)	47.9% (令和5年度)	上昇	子ども・子育て支援に関する調査 「ふつう」以上の回答割合
子育て環境や支援の満足度 (小学生児童の保護者)	57.7% (令和5年度)	上昇	子ども・子育て支援に関する調査 「ふつう」以上の回答割合
学童保育の満足度	59.2% (令和5年度)	上昇	子ども・子育て支援に関する調査 「やや満足度が高い」以上の回答 割合

◆ 施策の展開

施策(1) 保育サービスの充実

① 保育環境の充実

- 多様な働き方やニーズに合わせて、保護者が教育・保育サービスを選択できるよう提供体制の確保に努めます。
- 民間保育施設で働く保育士の処遇改善を支援し、保育士の確保を推進します。
- 一時預かりや病児保育、ファミリー・サポート・センターなど充実した保育サービスを推進します。
- 発達が緩やかな子どもや保護者に対する療育、相談を行う児童発達支援の充実を図ります。
- 施設の維持・改修を行い、良好な保育環境の整備を図ります。
- 「こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)」の需要量の見込みを確保するため、実施施策の検討を進めます。

② 学童保育の充実

- 小学校と連携し、安全な子どもの居場所づくりに努めます。
- 指定管理者制度による民間の創意工夫を取り入れ、学童保育の質の向上を図ります。
- 放課後子ども教室との連携を図ります。

③ 幼稚園・小学校との連携

- 教育・保育の一体的な推進を図るため、児童数の推移を注視し、認定こども園への移行を検討します。
- 幼稚園・小学校との連携による発達の連続性の確保を進めます。
- 保育所職員と幼稚園職員の研修や情報交換などを進め、連携を図ります。

④ 安全・安心な子どもの居場所づくり

- 子どもが安全に遊び、過ごせる施設である児童館は、指定管理者制度による民間の創意工夫を活用し、充実した運営を推進します。
- 放課後・休日に利用できるよう社会教育施設などの開放を図り、市民との協働による居場所づくりを進めます。

施策(2) 子育て家庭の支援

① 子育て支援情報、相談と交流の場の提供

- 結婚から出産、子育てまで切れ目のない相談支援体制の推進を図るため、こども家庭センターを設置するとともに、的確な情報の提供に努めます。
- 家庭教育学級など、子どものことを考える機会や子どもと向き合う機会の拡充を図ります。
- 子育て中の親子の交流の場や、子育てに関する相談ができる子育て支援センターの充実を図ります。
- 養育や、要保護児童に関する相談を受けるこども家庭相談員を配置し、関係機関と連携し支援します。
- こども家庭支援員や女性相談支援員、母子・父子自立支援員を育成し、相談体制の充実を図ります。
- 全ての子ども・子育て家庭を支援するため、保育所や幼稚園などの身近な場所で子育て相談が受けられる拠点を検討します。

② 健康な子どもたちの育成

- 母子保健事業の強化、子どもの心身の健やかな成長・発達を促すための支援の場の提供や、子どもの発達に関する心配事等に対する相談支援の推進を図ります。
- 食育や食生活に関する情報提供と啓発を図ります。

③ 経済的支援の推進

- ひとり親家庭への支援、子ども医療費の助成など、子育てに伴う経済的な負担の軽減を図ります。
- ひとり親家庭の自立に向け、母子・父子自立支援相談員が、支援を必要とする家庭に対し相談を行い、子育て・生活支援、就業支援など総合的な自立支援を図ります。
- 幼児教育・保育の無償化のほか、教育・保育に要する費用負担の軽減を検討します。

施策(3) 地域ぐるみの子育て支援

① 地域の子育て団体などの育成支援

- 子どもの活動を見守るボランティアの育成を図ります。

② 子育てのための協働・連携強化

- 仕事と家庭の両立を支援するため、子育てを地域で支える活動ネットワークを推進します。
- 児童虐待の未然防止のため、関係機関との連携による要保護児童などの早期発見、早期対応及び自立に向けた支援を進めます。
- 福祉、保健、教育など関係部署や関係団体、市民活動団体の横断的な連携と協働体制の強化に努めます。
- 子ども会や青少年育成活動、スポーツ活動などの地域活動を通じ、世代間交流の拡充を図ります。

5 高齢者福祉



◆ 現状と課題

- 65歳以上の高齢者人口は16,630人(令和7年12月1日時点 住民基本台帳人口)となっており、高齢化率は35.2%と上昇が続いています。
- 年齢階級別人口では、現在65歳から74歳が突出して多くなっており、高齢者が健康でいきいきと生活できる「健康寿命」を伸ばしていくことが必要です。
- 高齢者が生きがいを持ち、健康な生活を送れるよう、高齢者支援団体や高齢者自身が行う生きがいづくりなどに対し運営費の一部を助成するなど活動を支援しています。
- 国では、高齢者が住み慣れた地域で生活が続けられるよう、日常生活圏域内において、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく、有機的かつ一体的に提供される地域包括ケアシステムの確立を推奨しており、地域に合ったシステムを構築することが求められています。
- 運動・口腔・認知機能の向上や栄養改善のための介護予防教室や公開運動講座等を開催していますが、参加者が固定化しており、閉じこもりのおそれのある高齢者を参加に導くことが必要です。
- 介護が必要になる前から介護予防に取り組むことの重要性を啓発するとともに、介護予防事業に消極的な高齢者に対しては、地域と連携したアプローチが必要です。
- 介護施設への入所待機者が多数存在しており、計画的な施設整備などが求められます。

◆ 前期基本計画での主な取り組みと成果

- 多様な主体による家事援助や移動支援などの日常生活支援サービスなどの提供を推進するため、事業者の活動に係る費用の一部を補助した。
- 地域介護予防活動支援事業である「いきいき元気クラブ」の運営の補助および参加者の見守りを目的として、公募により養成講座および交流会を実施した。

◆ 満足度の推移

施策分野	満足度と順位				
	前回調査 (令和元年度)		今回調査 (令和6年度)		差異
高齢者福祉	2.42	25位/46	2.36	25位/46	

【資料】市民アンケート調査結果(令和元年度・令和6年度実施分)

◆ 成果指標と今後の目標

指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備考
要介護(要支援)認定を受けていない高齢者の割合	84.8%	84.8%	
認知症サポーターの養成数【延べ】	5,114 人	5,414 人	

◆ 施策の展開

施策(1) 健康づくりの推進

① 健康づくりの普及啓発の推進

- 健康づくりイベント等を推進することにより、ロコモティブシンドロームやフレイルの予防と身体機能の維持に努めます。

② 疾病予防の推進

- 各医療機関との連携を深め、疾病予防の周知を図ります。

③ 介護予防事業・重度化防止の推進

- 介護予防事業を深化・推進します。
- 地域介護予防活動支援事業を推進します。
- 介護予防・日常生活支援総合事業の推進により、自立支援及び重度化防止を目的とした多様なサービスの提供に努めます。
- 高齢者一人ひとりにきめ細やかな保健・介護予防の一体的実施を行い、健康寿命の延伸に努めます。

施策(2) 安心づくりの推進

① 地域包括ケアシステムの推進

- 地域包括支援センターの機能強化を推進します。
- 在宅医療と介護の連携を推進することで、切れ目のない支援体制の構築を図ります。
- 認知症についての周知を図るとともに、認知症の方やその家族を包括的に支援します。
- 多様化する生活支援ニーズに対して生活支援体制を整備するなど、サービスの充実に努めます。

② 介護保険サービスの強化・充実

- 必要な人が必要なサービスを適正かつ安心して利用できるよう、介護サービスの向上に努めます。
- 介護給付の適正化を図ります。
- 介護施設への入所待機者を解消するため、計画的な施設整備を検討します。

③ 地域福祉の推進

- 地域福祉活動を推進するため、市民と協働で地域の助け合い体制の構築を促進します。

④ 安心快適なまちづくり

- 住み慣れた住宅で、安心快適な生活が確保できるよう居住環境の充実に努めます。

施策(3) 生きがいつくりの促進

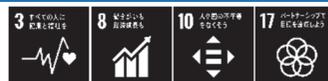
① 生きがいつくりの支援

- 生きがいつくり活動の充実に努めます。

② 社会参加の促進

- 老人クラブ活動への支援を通じて、社会参加を促進します。
- シルバー人材センター活動への支援を通じて、知識・経験・技能を活かした就労を促進します。

6 障がい者(児)福祉



◆ 現状と課題

- 障がいの有無にかかわらず、すべての人がお互いの個性と人格を尊重し、ともに協力しあい、支えあいながら生活できる社会の実現が求められています。
- こうした社会の実現のためには、すべての市民が障がい者に対する理解を深めるとともに、障がいのある人が最もふさわしい支援を受けながら自分らしく生きていけるよう、地域で支えあい、助けあっていく地域づくりが必要です。
- 本市では、「第3次障がい者計画」、「第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画」にもとづき、障がい理解の推進、障がい福祉サービスの充実など、障がい者施策を計画的に推進しています。
- 障がい関係団体の活動を支援・育成することにより、障がいのある人が社会に参加する機会の創出につなげていくことが必要です。
- 障害者の雇用の促進等に関する法律にもとづき、障がいのある人の雇用に関する法制度の整備が進んでおり、本市においても、障がい者雇用対策として、公共職業安定所及び障害者就業・生活支援センターと連携しながら障がい者の雇用促進を進めています。
- 地域生活支援事業にもとづく相談支援事業については、山武圏域で基幹相談支援センターを設置し、障がいのある人やその家族からの相談を受けるとともに、地域の相談支援の中核的な役割を担うという観点から相談支援事業者への指導・助言等を行っています。
- 山武圏域で地域生活支援拠点等を整備し、相談支援事業所、短期入所事業所、基幹相談支援センターと連携を図り、障がいのある人の重度化・高齢化や親亡き後といった課題を見据えて取り組んでいく必要があります。

◆ 前期基本計画での主な取り組みと成果

- 令和4年4月から山武郡市の市町で「山武郡市障がい者基幹相談支援センター(さんサポ)」を設置し、社会福祉士や精神保健福祉士等の専門職員が、障がいのある人やその家族からの相談対応や、相談支援事業者への指導・助言等を行っている。
- 令和6年4月から山武郡市の市町で地域生活支援拠点等を整備し、相談支援事業所、短期入所事業所、基幹相談支援センターと連携を図り、障がいのある人の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、障がいのある人の生活を支える体制づくりを構築した。

◆ 満足度の推移

施策分野	満足度と順位				
	前回調査 (令和元年度)		今回調査 (令和6年度)		差異
障がい者(児)福祉	2.45	18位/46	2.44	19位/46	▲0.01

【資料】市民アンケート調査結果(令和元年度・令和6年度実施分)

◆ 成果指標と今後の目標

指 標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備 考
障がい福祉サービスの事業所数	73 事業所	77 事業所	
障がい福祉サービスの利用者数	666 人	753 人	

◆ 施策の展開

施策(1) 障がい福祉サービスの充実

① 計画的な対策の推進

- 「障がい者計画」、「障がい福祉計画」、「障がい児福祉計画」にもとづいた計画的な対策を推進し、障がい者それぞれの実情に応じた支援を図ります。

② 情報提供・相談体制の整備

- 関係機関と連携した相談・支援体制の構築を図ります。
- 障がいに対する理解と合理的配慮の必要性などを広く発信し、障がいに対する理解促進を図ります。
- 障がい者福祉のしおりを更新し、情報提供の充実に努めます。

③ 障がい福祉サービスの利用促進

- 障がい者に対する福祉サービスの円滑な実施と介護保険制度との連携を図ります。
- 障がい者の生活を支え、自立と社会参加を促進するために、一人ひとりのニーズやその実情に応じたケアマネジメントの作成に努めます。

④ 障がい福祉サービスの充実

- 介護給付や訓練等給付、地域生活支援事業などの障がい福祉サービスを促進します。
- 移動支援事業などの福祉サービスによる移動手段の確保に努めます。
- 児童発達支援センターの設置に向けた取り組みを進め、児童発達支援センター等を中心とした障がい児支援体制の整備に努めます。

施策(2) 社会参加の促進と就労支援の充実

① 社会参加の促進

- 障がいに対する理解を促進し、障がいのある人が社会参加しやすい環境づくりを進めます。
- 障がい者支援団体などへの加入を促し、社会活動に積極的に参加することの意識づくりを進めます。
- 障害者就業・生活支援センターなどの関係機関との連携により、障がいのある人の就労促進・就労継続の支援に努めます。
- 移動支援事業等による外出支援を行い、障がいのある人の地域における自立生活及び社会参加を促進します。

② 自主的活動の促進

- 関係福祉団体への活動を支援します。
- 市民との交流を拡大する機会の充実に努めます。
- 障がい者を支える家族の負担を軽減する支援の充実に向け、内容や対策を検討します。

7 社会保障



◆ 現状と課題

◀ 国民健康保険制度 ▶

- 国民健康保険制度は、平成30年度から県が財政運営の責任主体となり、市とともに国民健康保険の保険者として、安定的な財政運営や効率的な事業実施に努めています。
- 高齢化や生活習慣病の増加、高度医療技術の進歩などにより一人あたりの保険給付費が増加していますが、社会保険の適用拡大等による、加入者の減少及び構成の変化により保険税収入が伸び悩むなど、財政運営は厳しい状況となっています。
- 国民健康保険制度の健全な運営のため、制度に関する情報提供と啓発を行い、国民健康保険への加入、喪失の届出に係る周知を行うとともに、保険税の収納率向上を図ることが必要です。
- 被保険者の健康増進と生活習慣病の早期発見、予防を目的として、特定健康診査・特定保健指導を推進することで、健康意識の高揚や医療費の適正化を図ることが必要です。

◀ 後期高齢者医療保険制度 ▶

- 後期高齢者医療制度の保険者は千葉県後期高齢者医療広域連合ですが、被保険者に関する窓口業務と保険料徴収事務は市で行っており、健全な制度の運用のため後期高齢者医療制度の周知と啓発を進めることが必要です。
- 健康寿命の延伸を図るため、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に推進する必要があります。

◀ 介護保険制度 ▶

- 介護保険事業は高齢化に伴い保険給付費が増加しており、介護給付の適正化を図るためには、幅広く市民に制度の理解を深めてもらうことが必要です。

◀ 国民年金制度 ▶

- 国民年金制度は、国民年金法によって規定されている日本の公的年金です。安定した運営のため、制度の啓発や窓口における国民年金に関する相談を行っていく必要があります。

◆ 前期基本計画での主な取り組みと成果

◀ 国民健康保険制度 ▶

- 国民健康保険の被保険者における医療費の削減に向けて、疾病の早期発見や生活習慣病を予防するため、特定健康診査・短期人間ドックなどの保健事業を実施した。
- 国民健康保険の被保険者における健康に対する意識を高めるために医療費通知を送付するほか、医療費負担の軽減と医療費の抑制に繋げるため、ジェネリック医薬品希望シール(カード)の配布、差額通知を送付した。

◀ 後期高齢者医療保険制度・介護保険制度 ▶

- 令和5年度から高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業を開始し、健診・医療・介護のデータがない健康状態不明者に対して訪問を実施し必要なサービスに接続するほか、フレイル状態の把握と改善、健康教育・健康相談を実施した。

◆ 満足度の推移

施策分野	満足度と順位				
	前回調査 (令和元年度)		今回調査 (令和6年度)		差異
社会保障	2.31	33位/46	2.37	23位/46	+0.06

【資料】市民アンケート調査結果(令和元年度・令和6年度実施分)

◆ 成果指標と今後の目標

指 標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備 考
「社会保障」に満足している市民の割合	44.0%	上昇	市民アンケートで「満足」と回答した割合
特定健康診査受診率【再掲】	37.2%	60.0%	
特定保健指導実施率【再掲】	16.6%	60.0%	
ケアプランの点検	12件	12件	

◆ 施策の展開

施策(1) 国民健康保険の健全な運営

① 国民健康保険制度の啓発の推進

- 国民健康保険制度の理解と周知を図るため、制度に関する情報提供と啓発を進めます。

② 医療費適正化対策の推進

- レセプト(診療報酬明細書)点検の強化、医療費通知などにより医療費の適正化に努めます。

③ 医療費の削減に向けた保健事業

- 保健事業と連携し、疾病の早期発見や生活習慣病予防(特定健康診査・特定保健指導の充実、短期人間ドック助成など)を推進します。
- 保健・医療・福祉の連携強化による医療費の抑制に努めます。
- 重複受診者・多受診者への保健指導を実施し、医療費の適正化に努めます。

④ 事業運営の安定化

- 保健事業の充実、健康づくりの強化と連携した国民健康保険制度の安定化に努めます。
- 国民健康保険税の未納がある被保険者に対しては、特別療養費の支給対象とすることにより、納付相談の機会を設けるよう努めます。

施策(2) 後期高齢者医療制度の適正な運用

① 後期高齢者医療制度の啓発の推進

- 高齢者医療制度についての情報提供と啓発を進めます。
- 高齢者の保健事業と介護予防事業を一体的に実施するための運営体制の整備に努めます。

施策(3) 介護保険制度の適切な運営

① 介護保険に関する情報提供

- 制度の仕組みやサービス提供事業の情報提供と周知を図ります。

② 適切な制度運営

- ケアプランの点検、認定調査の点検、医療情報との突合、縦覧点検による給付費の適正化に努めます。

施策(4) 国民年金制度の適切な運用と啓発

① 制度の周知・情報提供と相談

- 国民年金制度について、広報紙やホームページなどを活用して情報提供を行い、制度への理解促進を図ります。